

新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）

Q & A

独立行政法人日本学生支援機構

I. 総論

Q 1 「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）」の趣旨を教えてください。

日本学生支援機構（以下「機構」）では、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する学生生活や修学環境の変化により、経済的に困窮した学生等に対して支援を行う大学等に対して寄附金を活用した助成を行いました。

しかしながら、未だ新型コロナウイルス感染症の拡大が終息せず、アルバイトができず食に窮する学生等や、対面授業の再開に伴い改めてキャンパス周辺で生活を始める際に発生する住に係る費用に窮する学生等も数多く、継続的な支援が必要とされています。

このような背景を受け、昨年度に引き続き第二弾として、大学等が独自に実施する「食」・「住」に対する支援事業を対象とした助成事業を実施することといたしました。

II. 支援事業の内容

Q 2 助成対象となる支援事業の要件はどのようなものですか。

次の①から③全ての条件を満たす取組が対象となります。

- ① 大学等が独自に学生等に支援する事業であること
- ② 「食」・「住」に対する支援であること
- ③ 金銭又はこれに類するもの、現物支給による経済的支援であること

Q 3 「食」・「住」に対する支援としてどのようなものが対象となりますか。

① 「食」に対する支援

学生生活を送るための食費（現物支給を含む）の支援が対象となります。

食料品（カップラーメン、缶詰、お米、野菜、レトルト食品等）の現物支給のほか、食料品を買うためのプリペイドカードや商品券、学内の食堂や売店で使用できるチケット等の金券の支給などが考えられます。

② 「住」に対する支援

対面授業の再開に伴い発生する「住」に係る費用の支援が対象となります。オンライン中心の授業により一時的に帰省していた学生等が、対面授業の再開に向けて改めてキャンパス周辺で生活を始める際に生じる費用（家賃、敷金、賃貸借契約書等に記載の費用、引っ越し費用等）の補助や自宅からの遠距離交通費の補助などが考えられます。公平性の観点から、これまで住居を維持しながらオンライン授業に対応してきた学生等もあわせて対象とする場合も含まれます。

Q 4 助成を受けられるのはどのような学校ですか。

① 「食」に対する支援

既に対面授業を中心としている学校、今後対面授業を中心とする学校（約7割以上を目指すもの）が対象です。

なお、感染防止をしながら対面授業再開に資する取組（食堂のパーティションやアルコール消毒液、体温測定器の設置等）を行っている学校を優先的に対象とします。

② 「住」に対する支援

今後対面授業を中心とする学校（約7割以上を目指すもの）で、対面授業再開に向けて、キャンパスに戻って来る学生への住の支援を行う学校が対象です。

なお、感染防止をしながら対面授業再開に資する取組（食堂のパーティションやアルコール消毒液、体温測定器の設置等）を行っている学校を優先的に対象とします。

特段の事情により配慮が必要な場合は、御相談ください。

Q 5 用途を特定せずに現金等を支給する事業は助成の対象となりますか。「食」・「住」以外にも使えるような形で支給することは可能ですか。

本助成事業は「食」・「住」に対する支援を目的としていますので、現金等の支給に際し、これ以外の用途を学生等に提示することはできません。「食」・「住」に対する支援（Q 3の①又は②）であれば、必ずしも用途は具体的かつ明確である必要はありません。

Q 6 助成金交付申請額に制限はありますか。

1校あたり10万円以上100万円以下で、大学等が実施する「食」・「住」に対する支援事業の事業費総額（「食」と「住」の合計額）の1/2の額が上限となっています。

【例】

支援内容	事業費	事業費総額	事業費総額の1/2以内 ⇒	助成金交付申請額
「食」に対する支援	900,000円	1,200,000円		
「住」に対する支援	300,000円			

Q 7 学校が支援事業の費用を負担することなく、助成金のみで学生への支援を実施することは可能ですか。

本助成事業は、大学等が実施する支援事業に係る事業費の一部（1/2以内）を助成するものですので、学校が支援事業の費用を負担せず、助成金のみで支援を実施することはできません。

【例】 学生食堂で定価600円のメニューを300円で提供する場合

○ 認められるケース

定価 600円	学生支払	300円	} 学生支払分は事業費に含めず 事業費300円 事業費の1/2以内の額が助成金
	学校負担	150円	
	助成金	150円	

× 認められないケース

定価 600円	学生支払	300円
	学校負担	0円
	助成金	300円

学生支払分を事業費に含め、その1/2の額を助成金として申請することはできません。

Q 8 1人あたりの支援額について制限はありますか。

「食」に対する支援（Q3の①）については上限がありません。

「住」に対する支援（Q3の②）については1人あたり5万円を超えることはできません。ただし、本助成金以外に大学等の独自の財源からの支出を加算することにより1人あたり5万円を超える支援を行うことを妨げるものではありません。なお、実際の支払金額が5万円未満の場合は、その支払金額を上限とします。

【例1：支援額の設定の仕方】

例えば、40万円の助成を受けた大学等が、10人の学生に4万円ずつ支援することも、40人の学生に1万円ずつ支援することも、どちらも認められます。また、全員一律の金額でなくても構いませんので、より支援が必要な者2人に5万円ずつ、その他の者10人に3万円ずつ、という支援も認められます。

【例2：大学等の独自の財源から加算する場合】

例えば、事業費総額80万円の「住」に対する支援について40万円の助成を受けた大学等が、80万円を8人の学生に10万円（助成金5万円＋大学独自財源5万円）ずつ支援することは認められます。

Q9 支援対象となる学生はどのように選定すればよいですか。

どのような学生を支援対象とするかについては、各大学等で実情やニーズを踏まえて独自に設定してください。例えば、経済状況や学業成績に関する条件を設けても構いませんし、またそういった条件を設けずに決定することも可能です。

経済的に困窮している学生への支援という本助成事業の趣旨を踏まえ、支援対象とする学生を選定してください。

Q10 他の経済的支援策を受けている学生を支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。本助成金による支援事業と他の経済的支援策との併給は禁止しておりませんので、他の経済的支援策を受けているものを支援の対象としても構いません。また、他の経済的支援策を受けていない学生を優先して支援するといった条件を設けることも妨げません。

Q11 外国人留学生も支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。大学等に在学している学生等であれば支援の対象として差し支えありません。ただし、助成金の実績報告をいただく際には、外国人留学生への支援分を区分して支援金額を報告いただくことにご留意ください。

なお、本寄附金は、留学生への支援に特化したものではないため、在籍する学生のほとんどが留学生である場合を除き、なるべく外国人留学生と日本人学生とバランス良く対象としてください。

Q12 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』のように、既存の支援制度を利用する（している）ことを支援の要件とする必要はありますか。

本助成金による支援事業がどのような学生を対象とするかについては大学等で独自に決定していただきますので、既存の支援制度を利用していることを支援の要件とするかどうかも含めて自由に決めていただいて構いません。

II. スケジュール関連

Q13 新型コロナウイルス感染症拡大後、過去に大学等で実施していた学生への支援事業の費用として助成金を充てることは可能ですか。

本助成金は、令和3年3月より前に既に支給した支援のための費用を遡って補填することに充てることはできません。

ただし、大学等において令和3年3月より前から開始され、現に継続して実施されている支援事業であっても、学生への支給が令和3年3月以降である場合（本助成事業を契機として対象を広げ、追加して学生を支援するなど）には助成の対象となります。

Q14 交付決定の通知を受けた後、助成金の交付を受けるに先立って学生への支援を実施しようと考えておりますが、後から助成金を当該支援に充てることは可能ですか。

交付決定の通知以降に新たに実施した学生への支援については、その開始時期が助成金の交付前か交付後かにかかわらず、助成金を充てることは可能です。

Q15 大学等から学生への支援はいつまでに実施しなくてはならないのでしょうか。

事業終了後に各大学等から機構へ御提出いただく実績報告書を期限（令和3年12月24日必着）までに提出できるように学生等への支援（支給）を終了していただくようお願いいたします。

Q16 支援対象の学生が決定している場合、実績報告書の提出期限後に支援を実施してよいですか。

認められません。実績報告書の提出期限である令和3年12月24日(金)(必着)までに、学生に現金又は物品を支給してください。令和3年12月24日(金)までに学生に支給できなかった金額は、返納していただきます。

Ⅲ. 助成金の使途

Q17 助成金の一部を、支援事業の事務経費（人件費・消耗品等）に充てることは可能ですか。

本助成金は学生への支援以外の使途は認められませんので、人件費や消耗品費、学生に現金を振り込む際の手数料等に充てることはできません。そういった費用については自己財源等を御活用ください。また、食料品の調達に係る送料やプリペイドカード等を購入する際の手数料も対象外です。

Q18 「食」・「住」に対する支援と同時に、別のテーマでの支援事業を実施する予定ですが、支援事業全体の事業費総額に含めることはできますか。

「食」・「住」に対する支援についてのみが助成の対象となりますので、別のテーマでの支援事業に係る費用を事業費総額に含めることはできません。また、交付された助成金を別のテーマによる支援事業の経費に充てることはできません。

【例】

支援内容	事業費	事業費総額		助成金交付申請額
「食」に対する支援	900,000円	1,200,000円	「食」・「住」に対する支援の事業費総額の1/2以内	600,000円 が上限
「住」に対する支援	300,000円			
教材購入費の補助	500,000円	総額に含めず		申請対象外

Q19 助成金を、授業で使用するために学校で一括購入する食材の費用に充てることは可能ですか。

本助成事業は、経済的に困窮した学生等を支援する事業を対象としたものですので、学校が授業で使用する食材の費用に充てることはできません。

Q20 「食」に対する支援として、学校で炊き出しを実施してもよいでしょうか。

対象が学生等に限定されるのであれば、差し支えありません。助成金を炊き出しに係る食材購入費用に充てることができます。ただし、会場設営費用や炊き出し用器具などのレンタル料等は対象外です。そういった費用については自己財源等を御活用ください。

Q21 キャンパス近隣の農家や企業から提供された食料を食に窮する学生に配布する場合、生産者や企業への謝礼に助成金を充てることは可能ですか。

食料の配布対象が学生等に限定されるのであれば、差し支えありません。ただし、配布に係る費用（人件費、消耗品費、送料等）は対象外です。そういった費用については自己財源等を御活用ください。

Q22 機構の留学生借り上げ宿舍支援事業に採択された宿舍に居住する学生への家賃補助として助成金を充てることは可能ですか。

学生等が支払う家賃の補助に充てることは可能です。

留学生借り上げ宿舍支援事業の支援金使用用途に当たる費用（大学等が支払う契約に係る費用、管理委託会社への支払い、居室の原状回復費用、居室の維持・修繕費用、鍵交換代、指定物品のレンタル代）に充てることはできません。

IV. 事務取扱

Q23 寄附金による助成事業とのことですが、学校の会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

本助成金は機構から学校に対する寄附金ではありません。各学校における会計処理については各学校においてご判断ください。

Q24 交付申請書等の提出書類に公印は必要ですか。

公印の押印は不要です。

なお、機構が発出する文書についても公印省略といたします。